業務連絡

２０２０年１２月１日
ＪＲ東海労新幹線関西地本
編集　業務部　№.９

２０２０年１１月２５日、新大阪日之出会議室において「申」第１１号について、会社側幹事から口頭による回答がありました。

以下、組合の申し入れと会社回答。

「名古屋運輸所のセアカゴケグモ発見」に関する申し入れ

７月２２日に、名古屋運輸所の総務科名で「お知らせ⚠（注意喚起）」セアカゴケグモ発見の掲示が出された。他職場の事であり宿泊した大阪や東京の乗務員は気がつかなかった。最近、掲示を見た組合員から連絡を受け大阪第一運輸所・大阪第二運輸所の総務科長に確認したところ「初めて聞きました、確認します。」とのことであった。セアカゴケグモに咬まれた場合の症状は１時間から１２時間以上になると痛みが出て嘔気、嘔吐、発熱、不眠症、めまい頭痛などさまざまである。名古屋運輸所の掲示では「当該クモは駆除済み、業者による周辺の防除消毒作業も完了している。」とある。しかし、大阪第一運輸所や大阪第二運輸所では注意喚起の連絡や報告もなく、掲示すら出されていない。これで「安全最優先」と言えるのか。名古屋運輸所で掲示が出てから約２ヶ月が経過しているが、大阪や東京の乗務員職場でも掲示を出し注意喚起すべきである。

１.名古屋運輸所に於けるセアカゴケグモの発見日時と場所の詳細を明らかにすること。

【会社回答】

発見日時は２０２０年７月２１日１１時１５分頃、場所は名古屋運輸所屋外にある非常階段である。

２．名古屋運輸所に於ける駆除及び消毒の詳細を明らかにすること。

【会社回答】

非常階段にて清掃を行っていた全日警ビルサービス係員が､セアカゴケグモを発見し、靴で踏み潰し駆除した。その後、専門業者が、害虫を殺す成分と忌避成分が混じった薬剤を周辺に噴霧した。

３．新幹線乗務員職場に対する注意喚起の掲示を出すこと。

【会社回答】

既に駆除済みであり、専門業者によって必要な箇所の防除も行ったが、念のため注意喚起の目的で名古屋運輸所において掲示を行ったものであり、そのような考えはない。

４． 今後、名古屋運輸所に限らずセアカゴケグモ発見時の対応を明らかにすること。

【会社回答】

セアカゴケグモに限らず、類似の事象が発生した場合は必要により駆除や防除を行うなど適切に対応を行う。

５．７月２２日に名古屋運輸所で掲示が出された以降、他所乗務員が9月上旬まで当該事象を知らなかった理由を明らかにすること。

【会社回答】

既に駆除済みであり、専門業者によって必要な箇所の防除も行ったが、念のため注意喚起の目的で名古屋運輸所において掲示を行った。

６．東海労組合員からの問い合わせに対し大阪第一運輸所杉本総務科長からは「大阪南港でも多く発見されている」、関西支社の岡本係長からは「名古屋運輸所に行けば掲示を見るから特に関西支社として対応を考えていない」との返答であった。このような言動は、軽率な言動であると考えるが会社の見解を明らかにすること。

【会社回答】

会社として適切に対応を行っており、問題があるとは考えていない。

７．名古屋運輸所内の安全衛生委員会でセアカゴケグモが発見された事象、その後の対応、対策について議論されたのか明らかにすること。また、７月～９月に開催された安全衛生委員会の議論内容を書面で明らかにすること。

【会社回答】

安全衛生委員会での議論について、必要な内容は適切に箇所内で周知しており、詳細を明らかにするつもりはない。当該事象発生以降の安全衛生委員会において、セアカゴケグモについては議論していないが、注意喚起を含めて会社として必要な対応は行っている。

若干のやりとり

組合：大阪の乗務員も名古屋運輸所に行くので、大阪運輸所でも乗務員への安全配慮の為に掲示か点呼で周知するべき事である。

会社：名古屋運輸所で起きた事象であり、既に駆除済みであり、また業者により必要な防除は行っているので、会社として適切に対応はしたが、念のために注意喚起という事で名古屋運輸所で掲示したものである。

組合：名古屋運輸所だけで良いと言うことは問題である。

会社：今回の事象については、内容と照らし名古屋運輸所で注意喚起の掲示で問題ない。

組合：今回の事象について、大阪運輸所の杉本科長が知らないという事は問題である。

会社：名古屋運輸所で起きた事象であり、適切な対処は済んでいたので注意喚起も名古屋運輸所で行っているので、杉本科長の発言は把握していないが杉本科長の対応は何ら問題はない。

組合：安全衛生委員会で報告、議論していない事は問題である。

会社：今回のセアカゴケグモについては議論していないが、今回の事象が起きたタイミングで必要な防除、駆除は行って注意喚起も既に行っているので、必ずしも安全衛生委員会で議論しなければいけないものではない。

組合：今後この様な事象が発生したときには、安全配慮義務を果たして頂きたい。

会社：今後も対策や周知内容を検討し、必要な対策や周知は必要な範囲で行っていく。

他所の社員は誰も知らない！　危険の共有意識ゼロ！

当事者意識を持って危機感を共有する事が極めて重要だ！